

## 現在の設置要綱における前回の国整備指針と異なる独自の要件 (東京都小児がん診療病院)

○第二回病院機能部会にて承認された、認定要件改正の基本的な考え方に基づき、改正を行った。国指定の小児がん拠点病院の「AYA世代への対応強化」や「PDCAサイクル」「医療安全の推進」等の新要件を基礎とし、ネットワークの構築・施設間の連携を目指す制度であることを鑑み、要件の一部緩和などを行う。

○国の小児がん拠点病院の指定要件と異なる点については以下のとおり

要件  
A: 必須  
B: 原則必須  
C: 対応することが望ましい

| 国拠点病院の要件<br>(平成30年7月31日施行)     |   | 要件 | 都小児がん診療病院の<br>独自の認定要件<br>(令和元年8月30日施行)   | 要件 |
|--------------------------------|---|----|--|----|
| <b>1 診療体制</b>                  |   |    |  |    |
| <b>(4) 診療実績</b>                |   |    |  |    |
| ①                              | 小児がんについて年間新規症例数が30例以上であること。   | A  | ①から③は同じ、以下独自に追加<br>なお、アからウ(①から③)までの要件を満たさない場合は、次のエからカまでの要件の充足状況を鑑み、個別に指定の可否を検討する。<br>エ 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供することが可能であること。<br>オ 小児がん患者等の長期フォローアップが可能な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること。<br>カ 地域性等、指定に当たってその他特別に勘案すべき事項があること。 | B  |
| ②                              | 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度あること。  | A  |  | B  |
| ③                              | 造血器腫瘍について年間新規症例集が10例程度あること。   | A  |  | B  |
| <b>2 研修の実施体制</b>               |   |    |  |    |
|                                | 小児がん連携病院や地域の医療機関等の多職種の医療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的に開催し、人材育成等に努めること。                 | A  | <b>拠点病院</b> 、他の小児がん診療病院及び地域の医療機関等の多職種の医療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的に開催し、人材育成等に努めることが <b>望ましい</b> 。  | C  |
| <b>5 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備</b> |   |    |  |    |
| (4)                            | 子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置すること。  | A  | <b>原則として</b> 、子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置していること。   | B  |
| (5)                            | 家族等の希望により、24時間面会又は患者の付き添いができる体制を構築していること。   | A  | 家族が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設が整備されていること若しくはこれらの施設へ家族等を紹介する体制を構築すること。  | A  |
| <b>6 PDCAサイクル</b>              |   |    |  |    |
| (1)                            | 自施設 <b>及び小児がん連携病院</b> の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を関係者間で共有した上で、適切な改善策を講じること。 | A  | 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を関係者で共有した上で、適切な改善策を講じること。  | A  |
| (2)                            | これらの実施状況につき、地域ブロック協議会において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。  | A  | これらの実施状況につき、地域ブロック協議会において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報することが <b>望ましい</b> 。   | C  |